

John

## Saywellヨーク大学教授(加)の短期招請について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学国際交流センター 公開日: 2009-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/4738">http://hdl.handle.net/10291/4738</a>

## II John Saywell ヨーク大学教授(加)の 短期招請について

法学部教授 吉田善明

I 1986年度の本学国際交流基金による外国人研究者短期計画として、John Saywell 教授が招請された。John Saywell 教授は、1986年4月中旬から5月中旬までの約1か月間、本学客員教授として滞在された。その間、主として私の担当する比較憲法の講義を3回にわたりつぎのようなタイトルのもとで連続講義をされた。

講義実施日および講義内容

(i)第1回講義実施日 1986年4月21日(月)

実施場所 10号館 150番教室

講義題目 カナダの憲法政治の研究について

参加人員 大学のスタッフ、大学院生を含めて約200名

講義要旨 カナダの憲法研究の制度は、その社会、経済、政治環境を十分に理解してかからなければならないとして、教授はカナダの地理的環境の紹介にはじまり、歴史、民族、文化、産業等についてのカナダ的特徴を明らかにしている。その中でカナダの理解に必要な点としてつぎのことを確認される。

第1に、カナダは、「まずフランス植民地としてスタートし、次は英帝国の1部」となり、イギリス自治領としての地位を得、現在は、独立国であるが、その中でカナダの連邦の歴史が示すように、フランス系カナダ人は大英帝国のもとと同化せず、現在のカナダのもとでの言論的、文化的少数民族として残り、文化的アイデンティティをつくりあげ現在にいたっている。この少数民族に位置するフランス系カナダ人が、1970年代にいたり、カナダ連邦からのケベック分離をめざした運動を展開し、レファレンダムを生みだし

(ii)第3回講義実施日 1986年5月12日(月)

実施場所 10号館150番教室

講義題目 カナダの司法制度

参加人員 大学のスタッフ、大学院生を含めて約200名

講義要旨 カナダの裁判制度は、アメリカ合衆国やオーストラリアとは違って一元的である。つまり、カナダでは二元的意味での連邦裁判所、州裁判所の区別はない。たとえば、アメリカにおいては、一般的には州法に関する紛争は州裁判所において争われ、もし紛争が連邦法との間で抵触が生じれば訴訟は連邦裁判所で審理される。しかし、カナダの裁判システムは、法律問題が連邦法に対して向けられようと、州法に対して向けられようと、また憲法問題が提出されようと、通常、州裁判所の単一システムを通じてなされるのが原則である。また、州裁判所のヒエルライヒーの頂点にある州の上訴裁判所から連邦裁判所であるカナダ最高裁判所への上告はもちろん可能である。この裁判所のヒエルライヒーは、市民間の紛争に対しても、また市民と州政府間の紛争に対しても適用されることが、ユニークな点として述べられた。

II 前述したように、この講義は、私が担当する年間比較憲法計画の一環の中で行われたものである。私の講義は、(i)比較憲法の方法と課題、(ii)比較憲法の類型論ののち、(iii)主たる諸外国の憲法、たとえば、イギリスの憲法、アメリカの憲法、フランスの憲法、ドイツの憲法をとりあげ講義をしているが、1986年度はこの中にカナダ憲法をとり入れたのである。したがって、正規の講座であるということの学生の自覚もあって、学生は真剣に聴講していた。とくに、講義を終わってからの学生の質問は非常に活発であり、Saywell教授も満足していたようである。一か国の憲法をわずか3回で終えるということとは教授にとってみれば大変なことであったと思う。私も講義を拝聴しながら教授の要領よいまとめには感服した。今後も続けたいと思っている。ただ講義回数は3回位では足りないので、招請期間を2か月ないし3か月位に延長することができればより充実した内容のものとなったのではないかという

たという事実である。

第2に、カナダは、連邦としての国家経済圏を構成するとともに、大西洋沿岸、中央カナダ、大平原地方および大太平洋沿岸のリージョン（地域）に分けられ、それぞれ独自の地域経済圏を構成している。この各リージョンは地理的条件、産業が異っていることからそれぞれ利害が相反する。その利害の対立は、中央カナダに対する優遇、大西洋沿岸カナダと西部カナダ（大太平洋沿岸、大平原地方）に対する差別という形でおこっている。そしてその是正への主張が連邦政治に対する、リージョン間の均衡の要請や州の強化の要請となってあらわれている、ことを強調される。

そして第3に、カナダ人の権利意識の高さについての訴えである。教授は、前述した経済的、社会的多様さがある反面、カナダ人としての共通の価値感や信念を併せもっていることを強調される。これがカナダ人の権利意識の高さであり、カナダ人の政治的成熟度に通じるものである、という。

(ii) 第2回講義実施日 1986年4月28日(月)

実施場所 10号館150番教室

講義題目 カナダの議会制度

参加人員 大学のスタッフ、大学院生を含めて約200名

講義要旨 カナダの議会制度は、1867年の「英国領北アメリカ法」(British North American Act)にもとづき、イギリス議会制度を導入したものである。カナダの議会は、君主、上院そして下院で構成される。君主はイギリスの国王であるが、実際に権限を行使することはなく、総督(Governor General)がその権限を代行する。総督はカナダ人の中からカナダ政府の助言にもとづいて国王が任命する。この点、コモンウェルズの一員であるオーストラリアやニュージーランドの場合と同じである。総督の権限が形式的であり、象徴的である点ではわが国の天皇の権能とも類似するが、天皇の地位が世襲制である点で異なる、などを中心にした講義が行われた。

のが私の感想である。

Ⅲ なお、J. Saywell 教授は、帰国後、明治大学での講義内容を敷衍して一冊の書にまとめられた。わが国でも翻訳され出版されている。そのタイトルは、ジョン・セイウェル（吉田善明監修，吉田健正訳）「カナダの政治と憲法」（三省堂）である。